

直属支部運営規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第4条に定めるところにより、この組合の直属支部を設置し、その組織及び運営について定める。

(構成)

第2条 直属支部は、自治労福島県本部に所属する役員で、単組の組合員の資格を有しないもの及び自治労福島県本部書記をもって構成する。

(直属支部の位置づけ)

第3条 直属支部の組織的位置づけは、自治労福島県本部直属であり、その活動は県本部の機関に従属する。

(権利・義務)

第4条 直属支部組合員の権利・義務は原則として、加盟組合の組合員の場合と同様として直属支部の権利・義務は県本部に準ずる。

(直属支部の組合活動)

第5条 直属支部の組合活動は、規約上の権利・義務の履行と直属支部固有の活動のほか、この組合の一般活動は、そのものの所属し、分担する業務を通じて行う。

(直属支部の運営)

第6条 直属支部は、若干名の幹事により運営し、幹事の互選により、代表幹事を定める。

2 意思決定は、全員集会によることを原則とする。

(役員立候補)

第7条 直属支部組合員で、県本部の各級機関の役員に立候補しようとするものは、直属支部の推薦を受けなければならない。

2 県本部、自治労本部役員に立候補しようとする場合には、さらに1以上の総支部の推薦を受けなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 その他の直属支部の運営について、この規程にない必要な事項については、中央執行委員長が直属支部組合員と協議し、中央執行委員会に諮って決める。

附 則

第9条 この規程の改廃は、中央委員会の決議による。

第10条 この規程は、1978年10月7日から実施する。